

令和6年度答申第50号
令和6年11月19日

諮問番号 令和6年度諮問第54号（令和6年10月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の負傷について休業補償給付が支給されていたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、上記の業務上の負傷に係る事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件徴収決定」という。）をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立し（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和

44年法律第84号。以下「徴収法」という。)3条)、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所等を政府に届け出なければならないとされている(徴収法4条の2第1項)。

(2) 労災保険法31条1項柱書きは、政府が同項各号に掲げる事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定し、同項1号は、事業主が故意又は重大な過失により、徴収法4条の2第1項の規定による届出であって労災保険に係る保険関係の成立に係るもの(以下「保険関係成立届出」といい、保険関係成立届出のために事業主が提出する書面を「保険関係成立届」という。)をしていない期間中に生じた事故を掲げる。

(3) 労災保険法31条1項の規定による徴収金の額につき、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)44条は、厚生労働省労働基準局長(以下「労働基準局長」という。)が保険給付に要した費用、保険給付の種類、徴収法10条2項1号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定める旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、B(以下「本件事業場」という。)の事業主であり、令和5年9月から遡って十数年前から着物の継承、普及促進等の事業を行い労働者を雇用し、保険関係が成立していたが、労働基準監督署に対する保険関係成立届出をしていなかった。

(未手続事業場調査書、保険関係成立届)

(2) 令和5年9月14日、審査請求人に雇用されていた労働者(以下「本件労働者」という。)が、業務上の訪問先で転倒し、被災した(以下「本件災害」という。))。

(休業補償給付支給請求書)

(3) 審査請求人は、上記(1)のとおり、保険関係が成立しているにもかかわらず労働基準監督署に対する保険関係成立届出をしていなかったが、本件災害後の令和5年9月29日に至って、C労働基準監督署長(以下「本件労基署長」という。)に対し、保険関係成立日を令和3年4月1日とする

保険関係成立届出をした。

(保険関係成立届)

- (4) 本件労働者は、令和6年3月1日、本件労基署長に対し、労災保険の休業補償給付支給を請求し、本件労基署長は、同月25日、本件労働者に対し、休業補償給付の支給を決定し、同月29日、51万9984円を支給した。

(休業補償給付支給請求書、労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書)

- (5) 本件労基署長は、令和6年4月2日付けで、処分庁に対し、上記(4)を踏まえ、本件災害が労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当するとして、保険給付通知書を送付した。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書について)

- (6) 処分庁は、令和6年4月10日付けで、審査請求人に対し、本件労働者に対して行った保険給付に要した費用に相当する金額の40パーセントに相当する額(20万7993円)を徴収する旨の決定(本件徴収決定)をした。

なお、本件徴収決定に係る通知書(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書。以下「本件徴収決定通知書」という。)には、「貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められるので、(中略)保険給付に要した費用を徴収することに決定したので通知します。」及び「2 徴収金の算定基礎及び徴収の理由」の項の「徴収の理由」欄に「保険関係成立届未提出について事業主に重大な過失が認められるため。(徴収率40%)」と記載されていた。

(本件徴収決定通知書)

- (7) 審査請求人は、令和6年6月3日、審査庁に対し、本件徴収決定を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和6年10月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、30年以上にわたり(原文ママ)事業を行ってきたが、その間、一度も労働保険の加入について、労働基準監督署の指導も案内も

受けていない。審査庁は、審査請求人の重大な過失により保険関係成立届を提出していなかったと主張するが、重大な過失とは、わずかな注意をすれば容易に結果を予見・回避できたにもかかわらず、漫然と看過したというような著しい注意欠如の状態をいうのであり、審査請求人に重大な過失があったとはいえない（当審査会における主張）。

ア 審査請求人と労働者との関係は着物の着付教室の室長と講師という認識であり、使用従属関係という認識は皆無であった。

イ 労働基準監督官の手が足りず、巡回がなされていないことが、審査請求人が労働保険の未適であった原因と考えられる。また、公共職業安定所や労働基準監督署には事業主向けの労働保険に関するパンフレットが置かれているが、それらの役所に行かない限り触れる機会がない。

ウ 税務情報から本件事業場が人を雇用しているか否かは容易に判断可能であるから、税務当局と連携することで、労働保険の未適事業所の把握が容易になるのではないか。

(2) 本件労働者は一月当たりの就労が2回から6回の非常勤講師であるにもかかわらず、休業した全期間分の休業補償給付を行い、健康で働いた月の4倍から15倍の収入を与え、かつ、その費用の4割を事業主に負担させるのは、労働の実態と大きくかけ離れている。

(3) 労働基準監督署が労働保険の未適事業所の把握をしようとするれば容易に可能であるにもかかわらず、その業務を実施していないことは、公務員の不法行為に当たり、憲法17条の国の賠償責任に該当する。そして、本件徴収決定は、事業主にその責任を転嫁している。

(4) したがって、本件徴収決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件審査請求の論点は、本件災害は審査請求人が重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じたものであるとしてなされた本件徴収決定の適否である。

2 労働基準局長は、労災保険法31条1項1号の「故意又は重大な過失」によるものと認定する基準及び徴収金の額の定めとして「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（平成17年9月22日付け基発第0922001号、最終改正令和5年7月20日付け基発第0720第1号。厚生労働省労働基準局長通知。以下「局長通知」という。）を發出しており、局長通知の概要は以下のとおりである。

(1) 事業主が、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所から保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導を受けたにもかかわらず、又は労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会等から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合を故意による場合と認定し、徴収金として保険給付に要した費用の全額を徴収する（局長通知2（1）イ及び（4）ロ①）。

(2) 上記（1）の保険手続に関する指導又は勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立の日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない場合は重大な過失による場合と認定し、徴収金として保険給付の額に100分の40を乗じた額を徴収する。

ただし、事業主が「その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認した」場合のうち誤認がやむを得ない場合や、「本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認した」場合であって他の事業に包括して手続をとっている場合は、重大な過失として認定しない（以下これらの場合を「重大な過失の免責事由」という。）（局長通知2（1）ロ（イ）及び（ロ）並びに（4）ロ②）。

3 これを本件に当てはめると、以下のとおりである。

(1) 上記第1の2（1）及び（3）のとおり、本件事業場は十数年前から事業を行っているが、本件災害を機に、保険関係成立日を令和3年4月1日として令和5年9月29日に保険関係成立届を提出したことにより、遡及して令和3年4月1日に労災保険法3条1項の適用事業に該当し、同日に保険関係が成立したことになるから、審査請求人は、徴収法4条の2第1項の規定により、同日から10日以内に保険関係成立届を提出しなければならなかったものである。

ところが、審査請求人が保険関係成立届を提出したのは、本件災害が発生した後であって、かつ、保険関係成立日から1年以上が経過した令和5年9月29日であった。

(2) 審査請求人に対しては、C労働基準監督署、D公共職業安定所及び処分庁による保険手続に関する指導並びに一般社団法人全国労働保険事務組合連合会A支部による加入勧奨は行われていないことから、局長通知2（1）イの事業主の故意には該当しないものの、同ロ（イ）の事業主の重大な過

失に該当するものと認められる。

そして、審査請求人の上記第1の3の主張によっても、審査請求人に、局長通知2（1）ロ（ロ）の重大な過失の免責事由に該当するような事情があったことを認めるに足りる証拠はない。

（3）以上によれば、本件災害は、審査請求人が重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じたものであると認められる。よって、事業主の重大な過失が認定されることから、局長通知2（4）ロ②に基づき、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額が徴収金となる。

（4）審査請求人は、上記第1の3（2）のとおり主張するが、休業補償給付は、労災保険法14条1項に規定されているとおり、労働者が業務上の負傷による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に支給されるものであり、被災労働者の勤務稼働率を考慮するものではないことから、審査請求人の主張は認められない。

4 したがって、本件徴収決定に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

なお、審理員の意見は、令和5年7月20日付け基発第0720第1号による改正前の局長通知（以下「改正前局長通知」という。）に基づいて判断している点を除き、おおむね審査庁の判断と同旨である（審理員意見書において引用されている改正前局長通知の文言は、上記の同日付け改正後の局長通知の内容と同様であるが、当審査会において、本件諮問事件に適用される局長通知について、審査庁に照会したところ、審査庁から、局長通知の同日付け改正は労災保険法31条1項1号に係る費用徴収の運用基準の明確化を図るものであり、費用徴収の取扱いを変更するものではないため、施行期日は変更していないから、本件諮問事件においては同日付け改正後の局長通知が適用されるとの回答を受けた（令和6年10月31日付け審査庁主張書面）。この点については、下記第3の3（1）で付言している。）。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年10月24日、審査庁から諮問を受け、同年11月14日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年10月31日、主張書面及び資料の提出を、同年11月8日、主張書面の提出を受け、審査請求人から、同月7日及び8日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

下記3（1）で付言している点を除き、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件徴収決定の適法性及び妥当性について

(1) 次のア及びイの事実は、審査関係人に争いが無い。

ア 審査請求人は、令和5年9月から遡って十数年前から事業を開始したが、本件労働者が被災した後の同月29日に、保険関係成立日を令和3年4月1日とする徴収法4条の2所定の保険関係成立届出を行った。

イ 審査請求人は、処分庁等による保険関係成立届の提出の指導及び勧奨を受けていなかった。

(2) 上記(1)アの事実によれば、本件災害は、事業主である審査請求人が保険関係成立届出をしていない期間中に生じた事故であることは明らかであるから、労災保険法31条1項1号により、審査請求人が保険関係成立届出をしていないことが故意又は重大な過失による場合は、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を審査請求人から徴収することができる。

(3) そして、審査庁の説明によれば、処分庁は、局長通知に基づき、本件には事業主の重大な過失として認定しない場合に該当する事情が認められず、審査請求人には「重大な過失」があると判断し、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収する本件徴収決定をしていることから、この局長通知における「重大な過失」の認定基準等について、以下検討する。

事業主が保険関係成立届の提出の指導及び勧奨を受けていなかったとしても、保険関係成立届の提出を怠ることは労働者災害補償保険制度上の重大な義務違反であって適正に届出を行っている事業主との間の負担の公平性の確保の観点からも是正されるべきであり、労働者災害補償保険制度や保険関係成立届の提出義務等に関しては一般的に一定の周知もなされていること等に鑑みると、保険関係成立から1年以上もの間、保険関係成立届を提出しない場合は、特段の事情がない限り、重大な過失によるものと認定されること及び徴収金額は、上記第1の1(3)のとおり、労働基準局長の定める基準によることとされ、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収するとされていることに、特に不合理な点はない。

(4) 本件においては、上記(1)のとおり、審査請求人は、保険手續に関する指導又は勧奨を受けていないが、本件災害時には保険関係成立届が未提出であった。また、審査請求人は、令和5年9月から遡って十数年前から

労働者を雇用しているとのことであるが、同月29日に保険関係成立日を令和3年4月1日とする保険関係成立届を提出しており、保険関係成立日から少なくとも約2年半を経過してなお保険関係成立届を提出していなかったことになるから、局長通知2(1)ロ(イ)に基づき、審査請求人には重大な過失があると認められる。

(5) 次に、重大な過失の免責事由の有無について検討する。

審査請求人は、労働者との間に使用従属関係という認識を持っていなかった旨主張する(上記第1の3(1)ア)ので、当該主張が局長通知2(1)ロ(ロ)aの「事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認した」場合であって、「当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合」に該当するか検討すると、一件記録によれば、審査請求人は、本件労働者が本件労基署に提出した休業補償給付支給請求書の事業主による証明欄に署名しているし、本件労基署の担当者が作成した未手続事業場調査書の「未手続理由」欄では、「4 労働者にならないとの誤認」ではなく、「1 制度の認識不足」に丸印が付されているから、審査請求人が本件労働者との間に使用従属関係という認識を持っていなかったとは認められないし、その他、本件労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でない事情は認められないから、審査請求人の主張は採用できず、局長通知2(1)ロ(ロ)aに該当するとは認められない。また、同bに該当する事情も認められない。

(6) したがって、審査請求人は、保険手続に関する指導又は勧奨を受けていないが、本件災害時には保険関係成立届が未提出であって、少なくとも約2年半の間保険関係成立届を提出しておらず、重大な過失の免責事由に該当するような事情も認められないから、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失による場合であると認定した審査庁の判断は妥当である。

(7) 審査請求人は、労働基準監督署は容易に労働保険の未適事業所の把握が可能であるにもかかわらず、審査請求人は一度も保険手続について指導を受けておらず、公務員の不法行為に当たる旨主張するが、上記のとおり、審査請求人には保険関係成立届を提出していないことについて重大な過失があったというほかなく、審査請求人の当該主張は採用できない。

また、審査請求人は、本件労働者に対し、休業した全期間分の休業補償給付を行い、健康で働いた月の4倍から15倍の収入を与えるのは、労働

の実態と大きくかけ離れる旨主張するが、これは休業補償給付の算定方法に対する不服であって、上記判断を左右するものではない。

3 付言

(1) 審理員意見書の作成について

上記第2のとおり、審理員意見書において改正前局長通知に基づき判断された理由について、当審査会において審査庁に照会したところ、過去の同種事案を参考とした際に、古い文書番号のまま引用したミスのためとのことである（令和6年11月8日付け審査庁主張書面）。当該ミスにより、結果的に、審理員意見書は誤った根拠に基づき作成されたことになる。

関係法令等（通達を含む。）の改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を過不足なく記載することが求められる。審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

(2) 本件徴収決定の理由付記について

当審査会は、本件と同種の事案についての答申（令和4年度答申第77号）において、費用徴収決定の通知書において、審査請求人が労災保険法31条1項1号の規定に該当すること及び費用徴収率が40%であることの記載だけでは、審査請求人は、同号の重大な過失があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）14条1項が求めている理由付記として十分であるとはいえず、審査庁において、都道府県労働局長に対し、費用徴収決定の通知書に同号の規定に該当する根拠（理由）を具体的に付記するように指導するよう付言している。

当審査会において、審査庁に対し、当該付言を受けた対応状況について照会したところ、審査庁から都道府県労働局に対し、「労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収の決定に係る通知に当たっての留意事項について」（令和5年7月20日付け事務連絡）により、「徴収の理由」欄については、同事務連絡別添の記載例を参考に、具体的な理由を示すよう指示したことに加え、全国会議の場において、理由付記の記載に当たっては、審査請求人が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないのか等を正確に記載するよう、

指示した旨の回答を受けた（令和6年10月31日付け審査庁主張書面）。
実際、上記の記載例をみると、行手法14条1項が求めている理由付記として十分な内容であると認められる。

しかし、本件徴収決定通知書をみると、①審査請求人が労災保険法31条1項1号の規定に該当すると認められること、②保険関係成立届未提出について事業主に重大な過失が認められること、③徴収率を40%とすることが記載されているが（上記第1の2（6））、重大な過失があると認定された根拠（理由）が記載されているとはいえないから、処分庁は、上記の事務連絡に沿った対応が求められる。また、審査庁は、都道府県労働局に対し、上記の指示が徹底されるよう改めて指導する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹